

BSプラン加入契約約款

第1章 総則

(約款の適用)

第1条 南丹市（以下「当市」という）は、このBSプラン加入契約約款により、当市が設置する南丹市地域情報通信ネットワーク施設によるサービスを提供します。

(約款の変更)

第2条 当市は、総務大臣に届出た上で、この約款を変更することがあります。この場合には、料金その他の提供条件は変更後の約款によります。

(業務の委託)

第3条 当市は、業務の一部を委託会社に業務委託することがあり、加入者はこれを承諾するものとします。

(用語の定義)

第4条 この約款において使用する用語は、放送法（以下「法」という）において使用する用語の例によるほか、それぞれ次の意味で使用します。

<用語>用語の意味

(1) <BSプラン>当市の南丹市地域情報通信ネットワーク施設により提供するBSデジタル放送のプランの総称。

(2) <BSプラン加入契約>当市のBSプランの提供を受けることを目的として締結される加入契約。（以下「加入契約」という）

(3) <加入者>当市と加入契約を締結した者。

(4) <加入申込者>当市に加入契約の申込みをする者。

(5) <セットトップボックス>BSデジタル放送を視聴するために必要なデジタル方式による受信機器。（ICカードを除く。以下「STB」という）

(6) <機器等>当市が加入者に貸与する機器およびその他付属品。

(7) <B-CASカード>地上デジタル、BSデジタル放送用ICカード。

(8) <EPG>テレビ画面に番組表を表示するシステム。エレクトリック・プログラム・ガイドの略。

(9) <センター施設>南丹市情報センター建物および建物に付属する機器。

(10) <送信施設>センター施設から保安器または光端末回線装置（以下「V-ONU」という）までの送信上必要な施設。

(11) <受信施設>送信施設からテレビ受像機または受信機までの受信上必要な施設で保安器またはV-ONU、STBを除いたものをいう。

(12) <条例>南丹市地域情報通信ネットワーク施設に関する条例（平成20年南丹市条例第2号）をいう。

第2章 契約

(加入契約の単位)

第5条 加入契約は、個人を対象として、加入世帯ごとに行います。

(加入契約の成立)

第6条 加入契約は、加入申込者が予めこの約款を承認し、別に定める加入申込書に所要事項を記入捺印の上当市に申込み、当市がこれを承諾したときに成立するものとします。

2 当市は、前項の規定にかかわらず、次に該当する場合には、申込みを承諾しないことができるものとし

ます。

- (1) 当市の南丹市有線テレビ放送（CATV 基本サービス）を利用していない、また利用する見込みが認められない場合
- (2) 当市の放送サービスの提供が施設設置面での技術的な理由等により困難な場合
- (3) 施設所有者の責により放送信号を送り届けることができない場合
- (4) 利用料金その他の南丹市地域情報通信ネットワーク施設の利用に関する債務について滞納がある場合。
- (5) 加入申込書の記載事項に虚偽、不備（名義、捺印、識別のための番号および符号情報等の相違・記入漏れ等をいう）がある場合
- (6) 加入申込者が当市の放送する番組の著作権その他を侵害する恐れがあると認められる場合
- (7) 料金等のお支払い方法について、当市が定める方法に従っていただけない場合
- (8) 加入申込者がこの約款に違反する恐れがあると認められる場合
- (9) その他、業務の遂行上著しい支障がある場合。

3 当市は、本人確認のため身分証の提示を求める場合があります。

（解約）

第7条 加入者は加入契約を解約しようとする場合、解約を希望する日の10日以上前に文書により当市にその旨申し出るものとします。

2 南丹市有線テレビ放送契約約款に定める解約及び、休止した場合、本契約も解約とし前項同様申し出るものとします。

3 加入者は解約する場合、利用料を含む全ての料金（解約月の月額利用料も含む）を当該解約の日の属する月までに精算するものとします。

4 解約の場合、当市は放送サービスの提供を停止し、機器等を撤去し、加入者は、解約撤去手数料を負担します。ただし、加入者において機器等を撤去、返却を行う場合は料金表に定めるところによります。

5 加入者は本条に定める解約、および第8条（停止および解除）に定める解除の場合、直ちに機器等を当市に返却するものとします。なお、当市に返却がない場合は、当市は、料金表に定める損害金を請求します。

（停止および解除）

第8条 当市は、加入者において利用料または各種料金の支払を遅延した場合、支払を怠る恐れがある場合、この約款に違反する行為があったと認められる場合およびその恐れがある場合、または第6条2項に該当する事由が発生した場合は、加入者に催告した上でサービスの提供を停止あるいは加入契約を解除することができるものとします。なお、解除の場合は第7条（解約）の規定に準じて取扱います。

2 前項の場合において、当市の業務の遂行上著しい支障がある場合には、催告をしないで、サービスの提供を停止すること、また、催告をしないで直ちに停止し、その加入契約を解除することがあります。

3 当市は、当市または加入者の責めに帰すべからざる事由により、サービス提供にかかる当市施設の変更を余儀なくされ、かつ代替構築が困難でサービスを提供できなくなる場合加入契約を解除することがあります。この場合には、当市は、このことを事前に加入者に通知するものとします。

第3章 サービス

（当市が提供する放送サービス）

第9条 当市が提供する放送サービス。

(1) BS プラン

(BS プランの変更)

第10条 加入者は、BS プランのサービスの変更を申込みことができます。

2 当市は、加入者の支払遅延等加入者に事情がある場合には、変更を承諾しない場合があります。

3 変更を行った場合には、変更後のサービス料金に従っていただきます。月の途中での変更の場合には、当市は、変更日の翌月から料金を請求します。

(サービスの一時停止)

第11条 市長は、次の場合にはサービスの提供を一時停止することがあります。

(1) 各施設の保守または工事上やむを得ないとき

(2) 天災、事変その他の偶発的な事故など自己の責めに帰することのできない事由が生じたとき

2 前項の規定によりサービスの提供を一時停止するときは、緊急時等やむを得ない場合を除き、あらかじめ加入者にお知らせします。

第4章 料金等

(料金の適用)

第12条 当市が提供するサービスの料金は、登録基本設置費用、月額利用料に関する料金、手続き等に関する料金とし、別表に定めるところによります。

2 料金は、当市が別表に定める支払方法によります。

3 BS プラン利用料に南丹市有線テレビ放送利用料 (CATV 基本サービス利用料) は含まれておりません。

4 日本放送協会 (NHK) の定めによるテレビジョン受信料 (衛星放送受信料を含む) は、当市が設定した利用料には含まれておりません。

(料金等の支払義務)

第13条 加入者は、契約に基づいてサービスの提供を開始した日の属する月の翌月から起算して、契約の解約もしくは解除があった日の属する月までの期間については、料金表に規定する利用料の支払いを要します。

2 前項の期間において、利用の一時中断等によりサービスの利用ができない状態が生じたときの利用料等の支払いは、次によります。

(1) 第11条に規定する行為があったときは、加入者は、その期間中の利用料等の支払いを要します。

ただし、加入者の責めによらない理由により、連続して10日以上サービスを全く利用できない状態 (全く利用できない状態と同程度の状態となる場合を含みます。) が生じた場合は、当該月分の利用料について加入者は支払いを要しません。

3 市長は、支払いを要しないこととされた利用料等が既に支払われているときはその料金を返還、または翌月の利用料等の請求と相殺します。

第5章 施設等

(機器等の貸与)

第14条 当市は、加入者に機器等を貸与します。

2 加入者は故意または過失により機器等を故障、破損させた場合は、修理にかかる実費相当分を、また、紛失および修理不能による場合は、第7条 (解約) で規定する未返却時の機器損害金を適用し、それぞれ当市に支払うものとします。

第6章 損害賠償

(放送内容の変更)

第15条 当市は、放送内容を変更することがあります。なお、変更によっておこる損害の賠償には応じません。

(放送サービスの情報提供)

第16条 当市は、放送の内容および放送時間を、原則としてE P Gにより提供するものとします。ただし、E P Gにより提供される内容および放送時間は、変更される場合があります。

(免責事項)

第17条 当市は、次に該当する場合に対する損害の賠償には応じません。

(1) 天災地変その他当市の責に帰さない事由等により放送サービスの提供の中止及び受信障害を余儀なくされた場合。

(2) 録画機能付きS T Bの利用について、録画、再生機能の不具合および録画物等（録画機能付S T Bに蓄積、挿入されたデータすべてをいう。以下同じ）の消失、破損等が生じた場合。また、機器の交換や撤去を行った際に、録画物等が消失した場合。

第7章 I Cカード

(B-C A Sカードの取扱い)

第18条 S T Bに挿入されるB-C A Sカードに関する取扱いについては、加入者と株式会社ビーエス・コンディショナルアクセスシステムズの「CATV 専用B-C A Sカード使用許諾契約約款」に定めるところによります。

第8章 保守

(加入者の設備維持責任)

第19条 加入者は、S T Bまたは機器等を善良な管理者の注意をもって管理、維持していただきます。

(加入者の切り分け責任)

第20条 加入者は、テレビ受像機がこの契約に基づくS T Bに接続されている場合において、正常に稼動しなくなったときは、テレビ受像機または受信施設に故障のないことを確認の上、市長にS T Bの修理の請求をしていただきます。

2 前項の確認に際して、加入者の請求により市の係員または市長が指定する者を派遣した結果、故障の原因がテレビ受像機または受信施設にあったときは、加入者にその派遣に要した費用を負担していただきます。

第9章 雑則

(禁止事項)

第21条 加入者は、当市が提供するサービスを、第三者にテープ、DVD、BD（ブルーレイディスク）など記録媒体・配線等により提供することは無償・有償にかかわらず禁止します。

2 前項による不正使用があったときは、市長は当該加入者に対して実費相当額を請求します。

3 当市の放送サービスの視聴を可能にする目的で、当市が設置した設備、機器等以外の、不正な機器等を使用すること、また本来のサービス利用の目的以外で、当市の機器等を使用することはできません。

(加入者の氏名等の変更)

第22条 加入者は、その氏名、名称または住所若しくは居所に変更があったときは、速やかに届け出ていただきます。加入者に係る氏名若しくは名称、電話番号、住所若しくは居所、請求書の送付先等、加入者に関する情報は、適正に管理します。

2 加入者は、名義等の変更後においてもこの約款を承認し適用するものとします。

3 当市は、必要な範囲で個人情報を業務委託先に預託する場合があります。

4 当市は、次の各号の場合を除き、本人以外の第三者に個人情報を提供しないものとします。

(1) 本人の同意がある場合

(2) 加入者のサービス利用に係わる支払いおよび回収のため、必要な範囲で金融機関または、クレジット会社等に個人情報を開示する場合

(3) 裁判官の発布する令状により強制処分として捜索・押収等（刑事訴訟法第218条）がなされる場合

(4) 法律上の照会権限を有する公的機関から照会（刑事訴訟法第197条第2項等）がなされた場合。その他法令の規定に基づき提供しなければならない場合

(5) 人の生命、身体および財産等に対する差し迫った危険があり、緊急の必要性がある場合

(6) 個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号）で認められている場合

(定めなき事項)

第23条 この約款に定めなき事項が生じた場合、当市および加入者は契約約款の趣旨に従い、誠意をもって協議の上解決にあたるものとします。

第10章 指定管理

第24条 条例31条第1項の規定により指定管理者に南丹市地域情報通信ネットワーク施設の管理を行わせる場合は、各条中「市長」は「指定管理者」と読み替えるものとします。

附 則

1 この約款は、平成22年10月1日に施行します。

この約款の一部改正は、平成24年4月1日から適用します。

この約款の一部改正は、平成26年4月1日から適用します。

別表（料金表）

1. BSプラン料金表（税別）

項目	区分	金額 (1台につき)	摘要
登録・基本 設置費用	登録・設置に必要な費用。	4,761円	※サービス開始後、新たにSTBの増設、機種タイプの変更がある場合は、随時必要となります。 ※サービス開始後、新たにSTBの減設がある場合は解約撤去手数料に該当し、自己撤去・返却の場合は、解約手数料に該当します。
利用料	Aタイプ …標準STB（視聴用）	月額476円	
	Bタイプ …HDD搭載STB	月額1,428円	
	Cタイプ …HDD&DVD搭載STB	月額1,904円	
	Dタイプ …HDD&DVD&ブルーレイ搭載STB	月額2,380円	
手数料	解約撤去手数料	4,761円	解約時に機器等を自己撤去・返却しない場合に必要の手数料。
	解約手数料	952円	解約時、機器等を自己撤去・返却する場合に必要の手数料。
	移設手数料	4,761円	移設時に必要の手数料。自己移設の場合は無料となります。
	名義変更手数料	2,857円	B-CASカード変更を含む
	調査出張料	2,857円	加入者の依頼による故障調査の結果、原因が加入者にある場合
損害金	標準STB（視聴用）	28,571円	
	HDD搭載STB	76,190円	
	HDD&DVD搭載STB	104,761円	
	HDD&DVD&ブルーレイ搭載STB	123,809円	
	リモコン	4,761円	

※上記金額に消費税相当額を加えた額がお支払いいただく金額となります。なお、消費税相当額を加えた額に10円未満の端数が生じた場合は切り捨てます。

2. 支払方法

CATV基本サービスと同じ口座から引き落としを原則とします。

3. サービス内容

1ch-NHK BS-1・2ch- NHK BS プレミアム・4ch-BS 日テレ・5ch-BS 朝日・6ch-BS-TBS・7ch-BS ジャパン・8ch-BS フジ・11ch-BS11 デジタル・12ch-Twe11V(トウエルビ)